

明 細 書

発明の名称：椅子型ワッサージ機

技術分野

[0001] 本発明は、椅子型ワッサージ機に関する。

背景技術

[0002] 椅子型ワッサージ機として、座部の後部に背もたれ部が設けられ、背もた

れ部に使用者の背部をワッサージするワッサージ機構が備えられたものは周

知である。この種の椅子型ワッサージ機には、背もたれ部の左右両側にエア

バッグが対向配置で設けられ、座部に座った使用者の両肩や両腕を、それら

の左右両側からワッサージできるようにした側部揉み装置付きの椅子型ワ

ッサージ機が提案されている（例えば、特許文献1）。

[0003] この側部揉み装置付きの椅子型ワッサージ機において、側部揉み装置は背

もたれ部に固定されていた。そのため、座部へ座ったり立ち上がったりする

に際し、側部揉み装置に肩などの体の一部が引っ掛かることがあった。また

、この椅子型ワッサージ機を、通常座る椅子（リクライニング椅子）として

用いる際は、側部揉み装置が邪魔になるばかりか、見栄えを損なう一因とな

っていた。

[0004] そこで、側部揉み装置として使用する一對のワッサージ手段を、位置切換

機構により、背もたれ部の前方へ突出した使用状態と、この使用状態より後

方へ後退した収納状態とに切り換え自在にできる椅子型ワッサージ機が提案

された（特許文献2）。

先行技術文献

特許文献

[0005] 特許文献1：特開2006-255156号公報

特許文献2：特開2010-167154号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0006] 特許文献2で提案された椅子型マッサージ機では、前記したように一對のマッサージ手段が、前方の使用状態と後方の収納状態とに切り換えできる。そのため、一對のマッサージ手段を収納状態とさせれば、使用者が、座部へ座ったり立ち上がったたりする際に、各マッサージ手段が邪魔となることはない。加えて、一對のマッサージ手段には、使用者の体型に応じた左右方向の位置調整もできる構成が採用されたので、エアバッグによる指圧力が強すぎたり反対に弱すぎたりすることを防止できる利点もあった。

[0007] しかしながら、一對のマッサージ手段は、収納状態とさせたときに、背もたれ部の後方（マッサージ椅子の後方）へ大きく突出することがあった。そのため、この椅子型マッサージ機を壁際へ近接させて設置する場合に、一對のマッサージ手段が壁と接触干渉する虞が若干ながら存在した。また椅子型マッサージ機を壁際に設置しない場合であっても、背もたれ部の後方を人が通るときに、後方へ突出した一對のマッサージ手段が目障りになったり、場合によっては人に接触したりする虞があった。

[0008] そこで、本発明は、上記問題点に鑑み、座部に座った使用者の側部をマッサージするための手段を備えた椅子型マッサージ機において、前記マッサージ手段が背もたれ部の後方へ突出することがないものとして、壁際へ近づけた設置を可能にし、また背もたれ部後方を通る者にとって外観的に見栄えがよく障害となることがないようにした椅子型マッサージ機を提供することを目的とする。

課題を解決するための手段

[0009] 前記目的を達成するため、本発明においては以下の技術的手段を講じた。

本発明の椅子型マッサージ機は、座部と、座部の後部に設けられた背もたれ部とを有する椅子型マッサージ機において、前記背もたれ部の左右両側に、互いに対向配置とされ且つ使用者の体の側部にマッサージを施すべく背もたれ部の前方へ突出した一對のマッサージ手段が設けられており、前記一對のマッサージ手段は、背もたれ部の前方へ突出した状態を維持させながら相互離反状態と相互近接状態とに切り換え自在とする幅切換機構を介して、前

記背もたれ部に取り付けられていることを特徴とする。

[0010] 好ましくは、前記マッサージ手段はその基端側に上下方向に軸芯が向く揺動支点が設けられ、前記揺動支点回りにマッサージ手段が揺動するように構成されているとよい。

さらに好ましくは、前記幅切換機構は、一対のマッサージ手段を相互離反状態から相互近接状態とする際に、両マッサージ手段の対向間距離を段階的に狭くしつつ保持可能にするラチェット部を有していて、前記ラチェット部は、前記マッサージ手段の揺動軸芯回りの揺動に連動して移動する爪部と、背もたれ部に固設され且つ前記爪部が噛み合う複数の送り歯が形成されたラック部材と、を有し、前記ラック部材には、爪部が噛み合う一方の送り歯から他方の送り歯へと当該爪部を復帰させることで、前記一対のマッサージ手段を相互近接状態から相互離反状態へと戻すリセット機構が設けられているとよい。

[0011] なお、前記マッサージ手段の幅方向内側には、使用者の肩部又は腕部の側部を押圧可能なエアバッグが備えられているとよい。

発明の効果

[0012] 本発明に係る椅子型マッサージ機によれば、座部に座った使用者の側部をマッサージするためのマッサージ手段は背もたれ部の後方へ突出することがなく、もって、壁際へ近づけた設置を可能にし、また背もたれ部後方を通る者にとって外観的にも、また実質的にも障害となることはない。

図面の簡単な説明

[0013] [図1]図7のA-A線断面図（相互離反状態）である。

[図2]図7のA-A線断面図（相互離反状態から狭幅方向へ1段階動作させた状態）である。

[図3]図7のA-A線断面図（相互近接状態）である。

[図4]図7のA-A線断面図（相互近接状態からリセットを開始した直後の状態）である。

[図5]図7のA-A線断面図（相互近接状態から相互離反状態へ向けてリセッ

ト中の状態)である。

[図6]図5の要部拡大図である。

[図7]本発明に係る椅子型マッサージ機の斜視図である。

発明を実施するための形態

[0014] 以下、本発明の実施形態を、図を基に説明する。

図1～図7は、本発明に係る肩揉み装置付き椅子型マッサージ機1の実施形態を示している。

図7に示すように、この椅子型マッサージ機1は、使用者の臀部を下方から支持するに十分な広さの座部2と、この座部2の後部に設けられた背もたれ部3とを有しており、この背もたれ部3の両側には側部揉み装置4が設けられている。この側部揉み装置4は、後述するように、使用者の両腕や両肩の側部をマッサージするためのマッサージ手段17を具備している。

[0015] 座部2の下部には、この椅子型マッサージ機1を床面へ設置するための脚体6が設けられており、この脚体6によって座部2が所定高さに支持されるようになっている。

なお、以下の説明では、図7に添え書きした前後・左右方向を示す矢符に基づき、実際の装置での前後方向及び左右方向（幅方向）を説明する。これらの各方向は、椅子型マッサージ機1に座った使用者から見たものと一致する。

[0016] 背もたれ部3は、その下端部が座部2の後部又は脚体6の後部に対して枢支され、前後揺動自在な状態に保持されている。この背もたれ部3は、脚体6内に配設されたリニアアクチュエータ機構などのリクライニング機構により、リクライニング可能となっている。また背もたれ部3の内部には、揉みや叩き、或いは振動などのマッサージ動作を行う背部用マッサージ機構（図例では背部用マッサージ機構の収納スペースのみを示している）が上下移動自在に設けられている。

[0017] なお、本実施形態の椅子型マッサージ機1は、座部2に着座した使用者の下肢を支持可能なフットレスト（オットマン）5が、座部2に対して前方突

出及び水平保持可能であり且つ後方移動及び座部２の下方へ収納可能に設けられたものとしてある。このフットレスト５には、前方突出時に上下反転させたり、収納状態で前後反転させたりすることで、使用者の下肢を揉みマッサージできるようにした足揉み機構（図示略）が内蔵されているものとしてある。

[0018] また、本実施形態の椅子型マッサージ機１は、座部２の左右両側に肘掛け部７が設けられたものとしている。これら肘掛け部７の互いに対向する内側面（左側の肘掛け部７の右側面、及び右側の肘掛け部７の左側面）には、エアバッグ式などによるマッサージ動作を行う太股・腰マッサージ機構（図例では太股・腰マッサージ機構の収納スペースのみを示している）が設けられている。

[0019] これら背部用マッサージ機構、リクライニング機構、フットレスト５及び足揉み機構、肘掛け部７及び太股・腰マッサージ機構等は、いずれも椅子型マッサージ機１における装備の一例であり、その有無や細部構造が限定されるものではない。

図１～図５に示すように、本発明に係る椅子型マッサージ機１において、背もたれ部３の両側に設けられた側部揉み装置４は、背もたれ部３に対して前方突出状となるマッサージ手段支持部１５を有している。これらマッサージ手段支持部１５は、互いに対向する内面側を凹部とするケース状に形成されており、このケース内に、それぞれ、エアバッグ等を駆動源とするマッサージ手段１７が格納状態となるように設けられている。

[0020] すなわち、マッサージ手段１７は左右一対あり、背もたれ部３の正面を挟んで左右方向で互いに対向する配置となっており、背もたれ部３に対して使用者がもたれ掛かるようにしたときには、左右のマッサージ手段１７が使用者の両肩、両腕の位置を、その左右両側から挟むようになる。

これら左右のマッサージ手段１７は、エアバッグを駆動源とする場合であれば、ポンプ等からエアバッグへエアを供給することで膨出し、またエアバッグからエアを排気することで収縮する動きを利用して、この膨出と収縮と

を所定リズムで繰り返させ、もって脈動動作を発生させる構成となっている。すなわち、この脈動動作により、使用者の肩などを、左右両側からリズムカルに押圧（指圧）するようにマッサージすることができる。

[0021] なお、このように本実施形態において側部揉み装置 4 は、エアバッグとエアの供給排気システムとで構成される左右のマッサージ手段 17 が、左右のマッサージ手段支持部 15 に格納されたものとしたが、マッサージ手段 17 は、エアバッグ式に限定されるものではない。

図 1～図 5 に示すように、左右のマッサージ手段 17 を備えた左右のマッサージ手段支持部 15 は、図 1 に示すような「相互離反状態」と、この相互離反状態よりも左右方向内方へ狭めた図 4 に示す如き「相互近接状態」と、を切り換え自在とする幅切換機構 20 を介して、背もたれ部 3 に取り付けられている。

[0022] 本実施形態において幅切換機構 20 は、左右のマッサージ手段支持部 15 を、相互離反状態から相互近接状態へ切り換える間に、図 2 や図 3 で示すような複数の中間位置で停止させることができる段階切換型とされている。

左右のマッサージ手段支持部 15 が、図 1 に示す相互離反状態となるときは、使用者の肩部に接しない、広幅状態となっており、それ以外（図 2～図 5）では、背もたれ部 3 の正面に、標準的な体型を有した使用者の肩幅に接する幅距離が保持されている。

[0023] 幅切換機構 20 は、揺動機構 21 及びラチェット部 22 を有して構成されている。以下、主として、図 5 の要部を拡大した図 6 に基づいて幅切換機構 20 を説明する。

揺動機構 21 は、背もたれ部 3 の側部に対して不動状態で設けられた枢支基台 25 と、この枢支基台 25 に揺動支点 26 を介して可動状態で設けられた揺動基部 27 とを有している。この揺動基部 27 がマッサージ手段支持部 15 の根本部と一体的に連結された構造（具体的な連結構造の図示は省略した）となっている。

[0024] 枢支基台 25 と揺動基部 27 とを連結している揺動支点 26 は、枢支基台

２５及び揺動基部２７において、それぞれ後部寄りに配置されており、また軸芯を上下方向（背もたれ部３の前面に沿った高さ方向）へ向けて設けられている。言い換えれば、マッサージ手段１７は、その基端側に上下方向に軸芯が向く揺動支点２６が設けられ、この揺動支点２６回りにマッサージ手段１７が揺動するように構成されている。従って、揺動基部２７は、その前端部を左右方向へ揺動させるように保持されており、これに伴って、マッサージ手段１７を備えたマッサージ手段支持部１５も、その前端部を左右方向（図６中のＸ，Ｙ方向）へ揺動させることができる。

[0025] ラチェット部２２は、揺動基部２７の前部寄りに設けられた爪部３２と、この爪部３２に噛合するラック部材３３とを有している。爪部３２は、揺動基部２７に対し、軸芯を上下方向（背もたれ部３の前面に沿った高さ方向）へ向けて設けられた爪枢支部３５を介して揺動自在に保持されている。これに対し、ラック部材３３は、枢支基台２５の前端部に固定状態で設けられている。ラック部材３３の具体的な配置は、揺動基部２７の揺動時に、揺動支点２６を支点として一緒に円弧移動するようになる爪部３２の移動軌跡に沿わせるようにして決めてある。

[0026] なお、本実施形態の爪部３２には、爪先３２ａとこれに付随する補助爪先３２ｂとが二股状に設けられ、これら両方の爪先３２ａ，３２ｂの相互間に爪股部３２ｃが形成されるようになったものを示している。

爪部３２は、マッサージ手段支持部１５が相互近接方向へ向けて移動するとき（図６中のＸ方向参照）の爪部３２の円弧移動方向に対し、移動方向の後方へ爪先３２ａ，３２ｂが向くように形成されている。

[0027] なお、この爪部３２には、爪枢支部３５を支点として、爪先３２ａ，３２ｂが常にラック部材３３へ向かうように付勢するバネ３６が設けられている。

これに対してラック部材３３は、爪部３２の円弧移動軌跡に倣って歯先を並べるような配置で突出する複数の送り歯３７を有している。送り歯３７は、隙間無く複数の歯が並んで設けられたものとしてある。従って、送り歯３７と

送り歯 37 との相互間には歯谷部 38 が形成されている。これにより、マッサージ手段支持部 15 を相互近接方向へ位置換えするときの段階的な停止及び保持（すなわち、段階的な幅距離の保持）が、多数段にわたりきめ細かく行えるようになっている。

[0028] 各送り歯 37 は、マッサージ手段支持部 15 が相互近接方向へ向けて移動するとき（図 6 中の X 方向参照）の爪部 32 の円弧移動方向に対し、移動の先方へ歯先を指向させるように形成されている。

これらのことから、背もたれ部 3 の左側に配置されるラチェット部 22 で説明すると、爪部 32 が揺動支点 26 を支点に、図 6 中の X 方向へ向けて円弧移動するとき、爪部 32 は、爪枢支部 35 を支点とした揺動を伴いながら各送り歯 37 上へ簡単に乗り上げ、乗り越すことを繰り返し替えて移動して、他方の送り歯 37（幅方向外側の送り歯 37）から一方の送り歯 37（幅方向内側の送り歯 37）へと移り行くようになる。このように爪部 32 が円弧移動を許容される方向を「順方向」とおく。

[0029] しかし、これとは反対に、爪部 32 を図 6 中の Y 方向へ円弧移動させようとした場合、爪部 32（爪先 32a、32b 及び爪股部 32c）は最初に遭遇する送り歯 37 及び歯谷部 38 と噛合して、それ以上、爪枢支部 35 を支点とした揺動を起こさない状態に固定化される。そのため、爪部 32 は一つの送り歯 37 をも乗り越すことができず、結果として爪部 32 は、図 6 中の Y 方向へ向けて円弧移動することはない。このように爪部 32 が円弧移動を阻止される方向を「逆方向」とおく。

[0030] このように、ラック部材 33 に対して爪部 32 が円弧移動を許容される方向は、原則として一方向のみ（順方向のみ）に制限されている。

このラック部材 33 には、爪部 32 が円弧移動を許容される順方向において、最も終端側に位置する送り歯 37Z（図 4 にのみ示す：以下、「終端送り歯 37Z」と言う）まで爪部 32 が送られた後、爪部 32 を逆方向に回帰させる（爪部 32 が噛み合う一方の送り歯 37Z から他方の送り歯 37 へと爪部 32 を復帰させる）のを可能にするためのリセット機構 42 が設けられ

ている。

- [0031] このリセット機構 4 2 は、揺動機構 2 1 の揺動支点 2 6 を利用して、ラック部材 3 3 上で揺動自在に設けられた解除レバー 4 3 と、この解除レバー 4 3 の揺動範囲を始端位置側で規制する始端ストッパ 4 5 と、解除レバー 4 3 の揺動範囲を終端位置側で規制する終端ストッパ 4 6 とを有している。

解除レバー 4 3 は、爪部 3 2 が円弧移動を許容される順方向において、爪部 3 2 に先行するような配置で設けられている。また解除レバー 4 3 のレバー端部（揺動支点 2 6 から径方向に最も遠く離れた円弧状の端面）は、ラック部材 3 3 の歯谷部 3 8 を超えて、送り歯 3 7 の歯先と略同じか又は若干高くなる高さとなるように設けられている。そのためこの解除レバー 4 3 は、爪部 3 2 を順方向で円弧移動させるときには、爪部 3 2 の補助爪先 3 2 b に係合して円弧移動の先方側へ押されつつ、爪部 3 2 と同行するようになる。

- [0032] 終端ストッパ 4 6 は、ラック部材 3 3 の終端送り歯 3 7 Z（図 3 参照）まで爪部 3 2 が送られたときに、爪部 3 2 に押されて移動する解除レバー 4 3 を当て止めするためのもので、枢支基台 2 5 を背もたれ部 3 へ連結させている側壁を利用して形成されている。

従って、終端送り歯 3 7 Z まで爪部 3 2 が送られた後、引き続きこの爪部 3 2 に対して順方向へ移動するように力が加えられても、解除レバー 4 3 は終端ストッパ 4 6 に当て止めされた状態を保持するため、爪部 3 2 は、その補助爪先 3 2 b が解除レバー 4 3 のレバー端部へ乗り上げるようになる（図 4 参照）。そのため、爪部 3 2（爪先 3 2 a、3 2 b 及び爪股部 3 2 c）が送り歯 3 7 及び歯谷部 3 8 と噛合した状態は解除される。

- [0033] 一方で、爪部 3 2 が解除レバー 4 3 に乗り上げた状態（送り歯 3 7 との噛合が解除された状態）から爪部 3 2 を逆方向へ円弧移動させるようにすると、図 5 に示すように、爪部 3 2 への乗り上げ状態で生起する係合摩擦力で、解除レバー 4 3 は、爪部 3 2 に随伴する状態として、揺動支点 2 6 を支点に揺動することになる。

始端ストッパ 4 5 は、ラック部材 3 3 において、爪部 3 2 の順方向で最も

始端位置となる送り歯 37A（図 5 にのみ示す：以下、「始端送り歯 37A」と言う）に爪部 32 が噛合するようになるときに、その直前のタイミングで、解除レバー 43 から爪部 32 が外れるようにするためのもので、枢支基台 25 から解除レバー 43 の揺動領域へ向けて突出したボス部を利用して形成されている。

[0034] 従って、始端送り歯 37A へ向けて爪部 32 が復帰したとき、解除レバー 43 は始端ストッパ 45 に当て止めされるようになる。そのため、爪部 32（爪先 32a, 32b）が解除レバー 43 から外れて（降りて）、ラック部材 33 の始端送り歯 37A と確実に噛合する状態となる（図 5 → 図 1 参照）。

なお、解除レバー 43 は、揺動支点 26 を支点として回動自在な構造となっているが、当該揺動支点 26 を支点として常に前記終端ストッパ 46 へ向かうように付勢するバネ（図示略）を設けるようにしてもよい。このように付勢バネを設けておけば、解除レバー 43 が始端ストッパ 45 に当て止めされて爪部 32 が解除レバー 43 から外れると同時に、速やかに、解除レバー 43 を始端ストッパ 45 に近接又は当接した待機状態に確実に戻すことができる。

[0035] 以上、詳説した幅切換機構 20 は、揺動機構 21 及びラチェット部 22 が、背もたれ部 3 を挟んだ左右両側（即ち、左右のマッサージ手段支持部 15）に対して、左右対称で同様に設けられている。

次に、本実施形態で採用された幅切換機構 20 により、マッサージ手段支持部 15 を「相互離反状態（幅広施療状態又は開放状態）」にしたり反対に「相互近接状態（狭幅施療状態）」にしたりする状況を説明する。

[0036] いま、背もたれ部 3 に対してマッサージ手段支持部 15 が相互離反状態となっているとする（図 1 の状態）。この状態において、左右のマッサージ手段支持部 15 も、また左右のマッサージ手段 17 も、背もたれ部 3 の後方へ突出するものではない。

従って、この状況下にある椅子型マッサージ機 1 は、壁際へ寄せて設置す

ることができる。また壁際に設置しない場合に、背もたれ部３の後方を人が通っても、外観的及び実質的に、障害となるもの（突出物）は何もなく、何ら弊害は起こらないものである。

[0037] なお、左右のマッサージ手段１７が相互離反しているため、背もたれ部３の正面は完全に開放された状態となっており、座部２へ座ったり立ち上がったりするのに左右のマッサージ手段１７が邪魔となることはない。従って、殊に、この椅子型マッサージ機１を単なる椅子として使用する際には非常に好適である。このとき、爪部３２はラック部材３２の始端送り歯３７Ａと噛合した状態にある。

[0038] かかる相互離反状態から、使用者がマッサージ手段支持部１５に手を掛けて相互近接させるようにすると、揺動基部２７が揺動支点２６を支点として、図６中の矢符×方向へ向けて揺動する。従って、これにより爪部３２が、揺動支点２６を支点に順方向へ円弧移動する。そのため、前記したように爪部３２は、始端送り歯３７Ａを乗り越えるようになる。

[0039] そして図２に示すように、爪部３２は次に遭遇する送り歯３７（外側から２つ目の送り歯３７）に噛合するようになる。この状態でマッサージ手段支持部１５から手を離せば、爪部３２と送り歯３７との噛合状態は維持される。すなわち、左右のマッサージ手段支持部１５、１５を同じ状態にすれば、左右のマッサージ手段１７、１７間の距離が１段階、狭められた近接状態となる。

[0040] なお、この状況で爪部３２が逆方向へ円弧移動することはない。このことは、マッサージ手段１７を作動させたとき（エアバッグを駆動源とする場合であれば、ポンプ等からエアを供給し、膨出を含むマッサージ動作を行わせたとき）も、マッサージ手段１７の位置が確実に維持されることになる。

爪部３２が送り歯３７と噛合した状態から、更にマッサージ手段支持部１５を左右方向の内方へ移動させると、爪部３２は、それまで噛合状態にあった送り歯３７を乗り越えて、次に遭遇する送り歯３７に噛合するようになる。このようにすることで、左右のマッサージ手段支持部１５、１５（左右の

マッサージ手段 17, 17) 間の距離は、段階的に狭められることになる。
この操作を爪部 32 が終端送り歯 37 Z と噛合するまで繰り返すことができる。

[0041] 図 3 に示すように、爪部 32 が終端送り歯 37 Z と噛合したとき、左右のマッサージ手段支持部 15, 15 (左右のマッサージ手段 17, 17) 間の距離は最も近接した状態 (狭幅施療状態) になる。なお、送り歯 37 の形成数を増やすことで、更に多段階の幅調節ができる。また送り歯 37 の形成領域を広げることで、相互近接距離や相互離反距離を拡大させることができる。

[0042] 爪部 32 が終端送り歯 37 Z と噛合した状態から、図 4 に示すように、マッサージ手段支持部 15 を左右方向の内方へ向け、少しだけ移動させる (軽く押す) と、爪部 32 は解除レバー 43 に乗り上げて終端送り歯 37 Z との噛合が解除され、逆方向への円弧移動が可能な状態とされる。

かくして、マッサージ手段支持部 15 は、揺動支点 26 を支点として図 6 中の矢符 Y 方向へ向けて揺動させることができ (図 5 参照)、この揺動を行うことで、爪部 32 が始端送り歯 37 A と噛合した状態 (図 1 参照) に戻り、マッサージ手段支持部 15 は、相互離反状態に戻るようになる。

[0043] ところで、今回開示された実施形態はすべての点で例示であって制限的なものではないと考えられるべきである。本発明の範囲は前記した説明ではなくて特許請求の範囲によって示され、特許請求の範囲と均等の意味及び範囲内でのすべての変更が含まれることが意図される。

例えば、左右のマッサージ手段にエアバッグを採用する場合にあって、エアバッグは、膨出と収縮とを行う方向で蛇腹構造になったものや単一の袋構造を有したものなどとすることも可能である。

符号の説明

[0044] 1 椅子型マッサージ機
2 座部
3 背もたれ部

- 4 側部揉み装置
- 5 フットレスト
- 6 脚体
- 7 肘掛け部
- 15 マッサージ手段支持部
- 17 マッサージ手段
- 20 幅切換機構
- 21 揺動機構
- 22 ラチェット部
- 25 枢支基台
- 26 揺動支点
- 27 揺動基部
- 32 爪
- 32 a 爪先
- 32 b 補助爪先
- 32 c 爪股部
- 33 ラック部材
- 35 爪枢支部
- 37 送り歯
- 37 A 他方の送り歯
- 37 Z 一方の送り歯
- 38 歯谷部
- 42 リセット機構
- 43 解除レバー
- 45 始端ストッパ
- 46 終端ストッパ

請求の範囲

- [請求項1] 座部と、座部の後部に設けられた背もたれ部とを有する椅子型マッサージ機において、
- 前記背もたれ部の左右両側に、互いに対向配置とされ且つ使用者の体の側部にマッサージを施すべく背もたれ部の前方へ突出した一对のマッサージ手段が設けられており、
- 前記一对のマッサージ手段は、背もたれ部の前方へ突出した状態を維持させながら相互離反状態と相互近接状態とに切り換え自在とする幅切換機構を介して、前記背もたれ部に取り付けられていることを特徴とする椅子型マッサージ機。
- [請求項2] 前記マッサージ手段はその基端側に上下方向に軸芯が向く揺動支点が設けられ、前記揺動支点回りにマッサージ手段が揺動するように構成されていることを特徴とする請求項1に記載の椅子型マッサージ機。
- [請求項3] 前記幅切換機構は、一对のマッサージ手段を相互離反状態から相互近接状態とする際に、両マッサージ手段の対向間距離を段階的に狭くしつつ保持可能にするラチェット部を有して、
- 前記ラチェット部は、前記マッサージ手段の揺動軸芯回りの揺動に連動して移動する爪部と、背もたれ部に固設され且つ前記爪部が噛み合う複数の送り歯が形成されたラック部材と、を有し、
- 前記ラック部材には、爪部が噛み合う一方の送り歯から他方の送り歯へと当該爪部を復帰させることで、前記一对のマッサージ手段を相互近接状態から相互離反状態へと戻すリセット機構が設けられていることを特徴とする請求項2に記載の椅子型マッサージ機。
- [請求項4] 前記マッサージ手段には、使用者の肩部又は腕部の側部を押圧可能なエアバッグが備えられていることを特徴とする請求項1～3のいずれかに記載の椅子型マッサージ機。